

市税の変更をお知らせします

給与所得控除・公的年金等控除・基礎控除が見直されます

働き方の多様化を踏まえ、それぞれの控除が以下のとおり見直されます。

<給与所得控除>

- 控除額が一律10万円引き下げられます。
- 控除額の上限が適用される給与等の収入金額が1,000万円から850万円に引き下げられ、控除額の上限が220万円から195万円に引き下げられます。
- ※特別障害者に該当する方、または23歳未満もしくは特別障害者である扶養親族を有する方には、負担が増加しないよう別途措置があります。

<公的年金等控除>

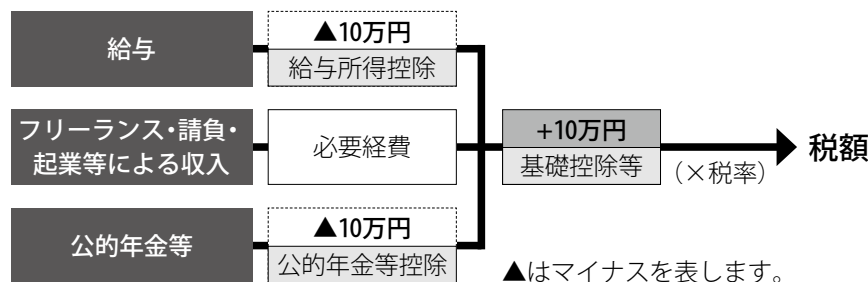
- 控除額が一律10万円引き下げられます。
- 控除額の上限が適用される公的年金等の収入金額が1,000万円とされ、控除額の上限が195万5千円となります。
- 公的年金等以外の所得金額が1,000万円超2,000万円以下の場合是一律10万円、2,000万円超の場合是一律20万円、控除額がさらに引き下げられます。

<基礎控除>

- 控除額が10万円引き上げられます。
- 合計所得金額が2,400万円を超えると、金額に応じて控除額が減額されます(表1)。

表1

合計所得金額	基礎控除額	
	令和3年度以降	現行
2,400万円以下	43万円	33万円
2,400万円超2,450万円以下	29万円	
2,450万円超2,500万円以下	15万円	
2,500万円超	適用なし	



※給与所得と年金所得がある方は、片方の控除のみ減額となります。

各控除の見直しに伴い、以下の各所得要件が10万円引き上げられます。

- ・同一生計配偶者および扶養親族
- ・配偶者特別控除の対象となる配偶者
- ・勤労学生
- ・障害者・未成年者・ひとり親および寡婦に対する非課税措置
- ・住民税非課税限度額

ひとり親控除が創設され、寡婦(寡夫)控除が見直されます

婚姻歴や性別に関わらず、生計を同じとする子(総所得金額等が48万円以下)を有する単身者について、本人の合計所得金額が500万円以下の場合、「ひとり親控除」が適用されます。その他の寡婦については、引き続き「寡婦控除」が適用されますが、子以外の扶養親族を持つ寡婦についても、所得制限(合計所得金額が500万円以下)が設けられます。

<女性の場合の控除額>

			合計所得金額が500万円以下		
			死別	離別	未婚のひとり親
扶養親族	有	子	30万円	30万円	30万円
		子以外	26万円	26万円	—
	無	26万円	—	—	

<男性の場合の控除額>

			合計所得金額が500万円以下		
			死別	離別	未婚のひとり親
扶養親族	有	子	30万円	30万円	30万円
		子以外	—	—	—
	無	—	—	—	

☐…ひとり親控除 ⋯…寡婦控除

詳細は、市ホームページ(「令和3年度からの市税の変更」で検索)をご覧ください。

市・県民税の申告および所得税の確定申告の日程などについては、「広報とやま令和3年1月20日号」でお知らせします。新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、市・県民税は郵送による申告、所得税の確定申告はパソコンやスマートフォンからの電子申告(e-Tax)を利用してください。

ひとり親世帯臨時特別給付金の申請はお済みですか

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少など大きな困難が生じているひとり親世帯に給付金を支給しています。対象となる方は申請してください。



基本給付

【対象者】

児童扶養手当の支給要件に該当する児童を監護し、以下の①～③のいずれかに該当する方

- ①令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けた方
- ②公的年金などを受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止の方
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当受給者と同じ水準に減少した方

【給付額】

1世帯5万円(第2子以降の対象児童は1人につき3万円)

追加給付

下記の対象者には、追加で給付金を支給します。

【対象者】

基本給付対象者①または②に該当する方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した方

【給付額】

1世帯5万円

【申請方法】

令和3年2月26日(金)までに、申請書を、直接、こども福祉課(市役所3階)または各行政サービスセンター地域福祉課へ。

児童扶養手当受給資格者と、ひとり親家庭等医療費助成受給資格者には、7月上旬に案内を送付しています。

案内が届いていない方で、申請を希望される方は、問い合わせてください。

☎こども福祉課 ☎443-2055

各行政サービスセンター地域福祉課

大沢野☎467-5811 大山☎483-1214

八尾☎455-2461 婦中☎465-2114

避難行動要支援者支援制度への登録を

☎防災対策課 ☎443-2120

避難行動要支援者支援制度とは・・・

災害が発生したとき、自力での避難が難しい高齢者や障害者などを「避難行動要支援者名簿(支援制度登録者)」に登録し、避難支援等関係者(消防・警察、民生委員、自治会・町内会、自主防災組織)に対して平常時からその情報を提供することで、災害時の安否確認や避難誘導などに役立てるものです。



●対象者

災害時に、地域や防災関係機関の支援を希望する在宅の方(施設や病院に入所・入院している方は対象外)。

以下の①～④の方は、登録を特に推奨しています。

- ①要介護3～5の認定を受けている方
- ②身体障害者手帳1・2級の交付を受けている方
- ③療育手帳のA判定を受けている方
- ④「在宅ひとり暮らし高齢者台帳」に記載されている方

※支援に必要な個人情報を、避難支援等関係者へ提供することへの同意が必要です。

●登録方法

申請書に記入・押印の上、直接、申請書設置・受付場所へ。防災対策課(〒930-8510 新桜町7-38)へ郵送することもできます。

※窓口で記入する場合は、印鑑を持参してください。

●申請書設置・受付場所

防災対策課、福祉政策課、長寿福祉課、介護保険課、障害福祉課、各行政サービスセンター地域福祉課、各中核型地区センター、各地区センター

※申請書は、市ホームページ(「避難行動要支援者名簿」で検索)からダウンロードすることもできます。